

※後見人の任務が終了したときにご覧ください。それまでは保管しておいてください。

後見人の任務が終了した場合の事務について

後見人の皆様へ

被後見人が死亡された場合または後見人が辞任・解任した場合、後見人の任務は終了します。

後見人の任務が終了したとき、後見人は、それまで管理していた被後見人の財産について2か月以内に管理の計算をし、それを家庭裁判所に報告しなければなりません。また、併せて、被後見人が死亡された場合は相続人に対して、後見人が辞任または解任された場合は後任の後見人に対して、被後見人の財産（遺産）の引継ぎをしてください。

以下、被後見人が死亡された場合に必要な事務の流れを説明しますので、手順に従って処理を行ってください。

1 除籍事項証明書の取得

市町村役場で、被後見人の死亡年月日が記載された除籍事項証明書（除籍謄本）の交付を受け、写し（コピー）を一部作成してください。

2 終了の登記手続

1で取得した除籍事項証明書（原本）を添付し、後見終了の登記申請書を東京法務局へ提出し、後見終了の登記手続を行ってください*1（裁判所から東京法務局に対しては何らの通知等を行いませんので、後見人自身が抹消手続を行わない限り後見登記は抹消されません。）。

3 管理の計算，財産の引継

(1) 管理の計算

後見人の任務が終了してから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算をし、任務が終了した時点の被後見人の財産について、財産目録を作成しなければなりません。*2

財産目録を作成したら、その内容を、財産を引継ぐ相手（後記(2)参照）に報告してください。

(2) 財産の引継

管理していた財産は、相続手続をせず、相続人に対して現状のまま引継いでください。^{*3*4}

複数の相続人がいる場合、引継ぎを受けた相続人以外の相続人全員に対し、財産を引き継いだことを適宜の方法で通知してください。

引継ぎをする際は、後見人と財産の引継ぎを受ける相続人とで引継書を作成してください。

なお、報酬付与の申立てを予定している場合は、財産の引継ぎを行う前に家庭裁判所に対して報酬付与の審判申立てをし、被後見人の財産から報酬を受け取ってから、相続人に被後見人の財産の引継ぎを行ってください。

4 後見事務終了の報告

前記3(1)管理の計算と(2)財産の引継（相続人への通知）が終了したら、後見事務終了報告書を作成し、財産目録と引継書、預貯金通帳等のコピー、前記1で作成した除籍事項証明書写しを添付して家庭裁判所に提出し、後見事務が終了したことを報告してください。

富山家庭裁判所

-
- *1 終了の登記手続の詳細については、最寄りの法務局にお問い合わせください。
また後見終了の登記申請書は、最寄りの法務局や東京法務局のホームページ (<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>) から入手することができます。
 - *2 後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が立ち会わなければなりません。
 - *3 後見人の職務は、財産を現状のまま相続人に対して引き継ぐことであり、相続手続を行うことは予定されていません。預貯金口座の凍結解除や不動産の相続登記等の手続は、遺産分割協議を経た上で相続人自身が行うべき手続であり、後見人がこれらの手続を行うとトラブルの原因となる可能性がありますのでご注意ください。
 - *4 複数の相続人がいる場合には、その代表者1名に対して引継いでください。後見人が相続人の1人である場合は、後見人が引き続き管理することも可能です。